

議 第 二 号

栃木県議会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十七年五月二十一日

提出者 栃木県議会議員

三	木	佐	山	一	相	野	白	塩	早	相	さ
森	村	藤	口	木	馬	村	石	田	川	馬	い
											と

文	好	恒	弘	政	せ	資	ひ	け	憲	淳
徳	文	栄	夫	司	二	子	隆	し	こ	一
										郎

栃木県議会議長 様

栃木県議会規則第 号

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 年 月 日

栃木県議会議長

栃木県議会会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会会議規則（昭和三十七年栃木県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表次期プラン検討会の項中「次期プラン検討会」を「次期プラン及び地方創生総合戦略検討会」に、「次期プラン」を「次期プラン及び地方創生総合戦略」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。